

利用者送迎中の交通事故防止

高齢者福祉施設の皆様、送迎を担当する従業員の皆様へ

埼玉県警察本部 交通部 交通総務課

過日、県内では、高齢者福祉施設の送迎中に、同乗していた施設利用の高齢者が死亡する交通事故が発生しました。利用者の送迎業務では、ひとたび事故を起こすと重大な結果を引き起こすおそれがあります。運転者の安全運転はもとより、施設管理者による従業員向けの指導をお願いします。

後部座席も含めた全席シートベルト等の着用徹底について

後部座席のシートベルト着用は道路交通法で義務付けられています



自動車使用者の義務

施設の責任者の方は車両の運転や運行を管理する従業員への交通安全指導をお願いします



【高齢者への声掛けのお願い】

施設を利用する高齢者の歩行中、自転車利用中の事故防止への声掛けをお願いします



詳細は次ページをご覧ください

高齢者福祉施設の皆様、送迎を担当する従業員の皆様へ

過日、埼玉県内では、高齢者福祉施設による車両送迎中に、同乗していた施設利用の高齢者が死亡する交通事故が発生しました。

介護サービス等の提供に付随する送迎業務では、一度に多くの利用者を搬送するため、ひとたび交通事故が発生すると重大な結果を引き起こすおそれがあります。

運転を担当される皆様は細心の注意を払って安全運転をしていただくとともに、施設の管理者の方は送迎を担当される従業員等に対し、今一度、交通事故の防止、事故における被害の防止に向けた御指導をお願いします。

○ 後部座席も含めた全席シートベルト等の着用徹底について

道路交通法（以下「法」という。）第71条の3第2項では、「運転者は、シートベルトを装着しない者を乗せて自動車を運転してはならない」ことが定められており、運転席、助手席はもとより、後部座席についてもシートベルトの着用が義務付けられています。

送迎車両の後部座席に利用者を乗車させる場合も、全ての乗員にシートベルトの着用を徹底されるようお願いいたします。

○ 自動車の使用者の義務

法第74条第1項では、「車両等の使用者は、その業務に関して運転される車両等の運転者や安全運転管理者など運行を直接管理する立場のものに、安全運転に関する事項を遵守させるよう努めなければならない」ことが定められています。

企業主や施設の管理者の方は従業員等への交通安全指導をお願いします。

※ 法74条の3第1項では、自動車5台以上（乗車定員11人以上の自動車は1台以上）を使用する場合、使用の本拠ごとに安全運転管理者を選任して公安委員会に届出ること等が義務付けられています。（未選任の場合5万円以下の罰金、法人両罰規定あり）

【高齢者への声掛けのお願い】

県内では、高齢の歩行者、自転車利用者の事故が多発しています。

施設を利用される高齢者に対しては、ぜひとも施設従業員の皆様から、

- ・ 信号機のない横断歩道では手を上げるなど、ドライバーに横断の意思表示をし、車両の停止を確認してから横断すること
 - ・ 自転車利用時は、自転車用ヘルメットを必ず着用すること
- など、交通事故防止、交通事故被害防止への声掛け、注意喚起に御協力をお願いします。

【お問合せ先】

埼玉県警察本部交通部交通総務課
高齢者対策係

電話：048-832-0110（代）